

新居浜市WE Bページ広告取扱業務契約書（案）

令和 年 月 日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市副市長 赤尾 権司

乙

新居浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が管理するWE Bページのトップページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載等に係る取扱業務（以下「業務」という。）について、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

（趣旨）

第1条 乙は、新居浜市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、新居浜市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）並びに新居浜市WE Bページ広告掲載要領（以下「要領」という。）及び新居浜市WE Bページ広告表示基準（以下「表示基準」という。）に基づき、市ホームページに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。ただし、乙は、掲載する広告に関し、甲に対し、「広告の規制業種等」及び「広告掲載の範囲・表現・制限事項」の確認チェックリスト（別紙様式）を広告掲載前に提出するものとする。

（契約金額及び契約期間）

第2条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

（1）契約金額 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

（2）契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

（3）広告掲載期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約金額の減額）

第3条 甲は、乙の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条第1号に定める契約金額について、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が要領第11条に定める1か月単位あたりで24時間未満の場合は、契約金額を減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により市ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金額を減額しない。ただし、一時停止の期間が48時間を超える場合は、前項の規定に準じて契約金額を減額する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(契約金額の納付方法)

第4条 乙は、市ホームページに掲載した広告の代金として、第2条第1号に定める契約金額を令和8年4月末日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、第2条第1号に規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときは、この限りでない。

(協議による契約の解除等)

第5条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(暴力団等排除に係る甲の解除権)

第7条 甲は、前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その仕様に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(契約の費用等)

第11条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第13条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(契約外の事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(別紙様式)

「広告の規制業種等」及び「広告掲載の範囲・表現・制限事項」の確認チェックリスト

広告の規制業種等（裏面あり）について確認し、問題が無い場合は確認欄に○を記入してください。
なお、掲載基準5には、「WEBページへの広告に関しては、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。」と規定しています。

令和 年 月 日

広告取扱業者

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

印

広告掲載申込者

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

印

＜規制業種又は事業者＞ 掲載基準3

次の業種又は事業者の広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	各種法令に違反しているもの		
(2)	暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの		
(3)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するもの		
(4)	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業及びこれに類するもの		
(5)	消費者金融に関するもの		
(6)	商品先物取引に関するもの		
(7)	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの		
(8)	名刺広告に関するもの		
(9)	たばこに関するもの		
(10)	ギャンブルに関するもの		
(11)	社会問題を起こしている業種や事業者		
(12)	法令等の定めのない医業類似行為を行うもの		
(13)	興信所、探偵事務所及びこれらに類するもの		
(14)	民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの		
(15)	行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの		
(16)	市から指名停止措置を受けているもの又は市から不利益処分を受けているもの		
(17)	市税を滞納しているもの		
(18)	その他市有資産を広告媒体とする広告に関する業種又は事業者として適当でないと認められるもの		

<広告掲載の範囲>掲載基準 4

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	法令及び条例・規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの		
(2)	公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの		
(3)	人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの		
(4)	政治性又は宗教性のあるもの		
(5)	社会問題についての主義又は主張に当たるもの		
(6)	美観風致を害するおそれがあるもの		
(7)	内容又は責任の所在が不明確なもの		
(8)	虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの、又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの		
(9)	青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの		
(10)	その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの		

<広告の禁止表現>表示基準第5条

次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えていたりするおそれがあるもの		
(2)	閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの		
(3)	実際には機能しないもの		
(4)	市の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用		
(5)	その他広告の表現として適当でないと認められるもの		

<広告の制限事項>表示基準第6条第1項

次の各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	イメージ等の点滅は、その間隔を原則として1秒間に2回未満とする。		
(2)	画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。		

以上